

第 21 期第 1 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 2 年 12 月 21 日 (月) 10 時 35 分～11 時 40 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 6 会議室」

議 題

1 会長、副会長の互選について (資料 1)

2 指示事項

(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について (資料 2)

3 その他

(1) 令和 3 年 1 月、2 月、3 月の委員会日程について

(2) その他

[参考資料]

① 山梨県内水面漁場管理委員会指示

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲、
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長 (併)、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 滝口水産課長、榎本課長代理、石井 G L、蓑宮主査

議 事

水) 榎本代理 定刻になりました。私は、本日司会を務めます水産課課長代理の榎本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、10名中9名の委員の方が出席されております。漁業法第145条第1項の条件を満たしておりますので、本委員会は成立しております。

なお、委員の皆様の席順は、五十音順にさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

それでは、水産課長から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

水) 滝口課長 【順次委員を紹介】

水) 榎本代理 続きまして水産課長から県の職員と、委員会事務局職員を紹介いたします。

水) 滝口課長 【順次職員を紹介】

水) 榎本代理 それでは委員の紹介が終わりましたので議事に入りたいと思います。

まず、仮議長の選出でございますが、前例により会長、副会長が決まるまでの間、滝口課長が仮議長を務めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 了 承

水) 榎本代理 それでは、滝口課長に仮議長をお願いいたします。

仮議長 では、会長、副会長が決まるまで、暫時仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。議事録署名人でございますが、内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程により議長が2名指名することになっておりまして、慣例により漁業者代表委員と遊漁者及び学識経験委員から、五十音順にそれぞれ指名しておりますので、本日は篠本委員と安藤委員にお願いしたいと思います。両委員ともよろしゅうございますか。

両委員 了 承

仮議長 それでは、議題1の「会長及び副会長の互選について」を議題といたします。

会長、副会長の互選に関する規定と参考までに過去の選出方法、今期の会長職の役割等について、事務局から説明願います。

事) 角田代理 【資料1に基づき説明】

仮議長 ただいま、事務局から会長、副会長の互選方法につきましては、直接委員会で選任する方法と選考委員会で会長、副会長候補者を選任する方法の二つ

の方法があるという説明がございました。

まず、会長及び副会長の互選の方法について決めていただきたいと思います。御意見がございましたらよろしく願いいたします。

東委員

今回、直接でいいかなと思っているのですが、今回、井貫さん、篠本さん、非常にキャリア豊かな2人が再任されていますので、そのお二方でこの舵取りを行っていただくというのが適切かと思いますが、いかがでしょうか。

仮議長

今、東委員から井貫委員と篠本委員にお願いしたいとの御意見がございましたが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

仮議長

皆様異議なしとのことですので、井貫委員と篠本委員にお願いいたします。それでは続いて、会長及び副会長の選考となりますが、いかがいたしましょうか。

篠本委員

会長は、井貫様で引き続き再任ということをお願いしたいと思いますが。

仮議長

ただいま篠本委員から井貫委員に会長をお願いしたいとの御意見がございましたが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

仮議長

皆様異議なしのことですので、会長に井貫委員、副会長に篠本委員ということはいかがでしょうか。

委員一同

了 承

仮議長

それでは会長は井貫委員に、副会長は篠本委員に決定いたしました。

会長、副会長が決まりましたので、ここで仮議長の職を辞させていただきます。御協力ありがとうございました。

水) 榎本代理

それでは井貫会長、篠本副会長は、会長、副会長の席にお移りいただきたいと思います。

それでは会長、副会長が決まりましたので、以後の進行は事務局長にお願いいたします。御協力ありがとうございました。

滝口事務局長

それでは、引き続き進行させていただきます。ここで井貫会長と篠本副会長に御挨拶をいただきたいと思います。まず、井貫会長からよろしく願いいたします。

井貫会長

3期目を務めさせていただきます井貫でございます。引き続き会長ということですので4年間、皆さんの御協力を得て何とか務めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

滝口事務局長

次に篠本副会長お願いいたします。

篠本副会長	酒匂川漁協の代表理事組合長ということで、管理委員会の委員にならせて いただいて、しばらく一委員として皆さんと一緒にやってきたわけですが、 今後ともまた、是非皆さんと一緒によろしくお願ひしたいと思ひます。
滝口事務局長	ありがとうございます。 それでは、これからの会議の進め方でございますが、会議の議長につきま しては、内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程により会長が議長にな ることと定められておりますが、会長との打合せ等のため、しばらくの間、 休憩をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員一同	了 承
滝口事務局長	それでは休憩に入ります。再開は10時50分といたしたいと思ひます。暫 時休憩に入ります。 休 憩 再 開
滝口事務局長	これより、委員会を再開いたします。 議長、よろしくお願ひいたします。
議長 (井貫会長)	それでは、委員会を再開いたします。 議事に先立ち、委員会の性格や会議の運営等について説明があります。事 務局から説明をお願いします。
事) 角田代理 議長	【神奈川県内水面漁場管理委員会諸規程集に基づき説明】 ただいま事務局から説明がありましたが、この説明に関しまして御質問等 ございましたらお願ひいたします。 よろしいでしょうか。 また、今後おいおい御質問があれば、よろしくお願ひします。それでは議 事に戻らせていただきます。 本日のこれからの議題につきましては、指示事項が1件、その他となつて ございます。まず、指示事項1の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流 の禁止について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。
事) 高安主査 議長	【資料2に基づき説明】 ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、御質問、 御意見等がありましたらお願ひいたします。
津谷委員	初めてなもので、いろいろ基本的なことが少しわからないものですから、 質問させていただきたいのですが。まず指示内容のところ、コクチバスと オオクチバス、ブルーギルこの二つの取扱いが少し違うという形になってい

まして、オオクチバス、ブルーギルは共同漁業権の設定された漁場において採捕されたものだけを対象にしているのですが、これはコクチバスとオオクチバス、ブルーギルで取扱いが違うのはどうしてかということの一つ聞きたいのですが。

水) 蓑宮主査

当初この委員会指示を発動するにおいて検討された中では、オオクチバスについては、結構、コクチバスよりもかなり先に入ってきた経緯があり、もう既に漁業権のない津久井湖ですとか、相模湖、あとは丹沢湖といったところでは観光資源になっているのです。ボート屋さんがオオクチバスを釣らせてという生業ができていたという経緯がありまして、そこでキャッチ・アンド・リリース禁止というのはなかなか難しいという経緯もあって、オオクチバス、ブルーギルに関しては漁業権漁場に限定したという経過があります。

議長

よろしいですか。

津谷委員

いくつか聞かせていただきたいのですが、抽象的にこれら外来魚が在来の魚種に影響を与えるというのは理解できるのですが、具体的にどのような機関がどういうふう調査されて、相変わらず被害が変わらないという数字のようなものは、出ているのでしょうか。

水) 蓑宮主査

実際、被害算定といった数字レベルではありませんが、県の内水面試験場でしたり、あとは漁業団体の財団であります内水面漁業振興会という財団が国の補助をもらって、その駆除調査をして、それを内水面試験場が食性、どんな魚を食べているかといった調査を実施しております。過去にはオオクチバス、コクチバス、相模川や宮ヶ瀬では、内水面試験場が調査してこれぐらいの魚種、魚類が食べられているというデータを持っております。

現段階では、その調査も少し一段落しておりまして、今はその財団法人の方の駆除の中で獲られた魚の食性調査といったレベルで、定量的な被害算定というのはできておりませんが、定性的に何を食べている漁業権魚種を食べているといったようなことは確認してきております。

津谷委員

仮にこの具体的な漁業被害については、資料が何もないではないかというような苦情が出たときに、それらに応えられるような資料があるということでもよろしいでしょうか。指示を続けなければいけないということに対して。

事) 角田代理

今、水産課からお話があったとおり、定量的なものではなかなかないところですが、ちょうど今資料の7ページに本県の被害の状況というところで、定量的なところまではなかなか調査が行き届いていませんが、各漁業協同組合の方でなかなか大変な状況になっているというところにつきましては、状況は同じでございまして、こういったことから、必ず毎年アンケート調査を

して、どのような被害がありますかとか、そういうことを調査して聞いているところでございます。

このアンケートと次の8ページですが、これは外来種の被害状況を各県で調査しているのですが、この調査をするに当たりまして、どのような対応していますかとか、どういったところと協力してやっていますかとか、もう少し細かい調査も何点かしているところがありまして、そういったものから、委員会としては、聞き取り調査をした上で指示の発動を検討していただいているところでございます。

津谷委員

あと、こういった特定外来種の駆除というか、被害の防止について総合的に例えば、駆除も含めて管理計画のようなものをどこかの課で、あるいは局でなされているのでしょうか。こういうふうに散発的に、一つ一つしているだけで、神奈川県は統一的なものというのではないのでしょうか。その駆除であつたり、あるいはリリース禁止であつたりとか、そういうことを統一的にやるような対策課、局というものはあるのですか。特に外来種の被害に関しての。

水) 蓑宮主査

自然環境保全課の方で対策、例えば、農業被害の大きい猿ですとか、イノシシとかいったものは作られているのですが、外来魚類に関するものというのではないです。

津谷委員

そうすると、いわゆる捕獲して駆除するというようなことはこの魚に関しては特になされていない。

議長

補助事業の計画とかそういったものはあるのではないですか。

水) 蓑宮主査

計画というのでしたら、先ほどの漁業者が作っている財団の方で、国の事業で駆除に対する補助金が出ますので、その駆除対策という計画は、少し限定的なものですが、実際は相模川に限定した調査ですが、そういったものでしたらございます。

津谷委員

それから特定外来種の被害の防止に関する法律というのがあって、漁業法というのがありますが、この漁業法に基づく規制の中で、その特定外来種法、この精神を実質的に活かして漁業法の運用もやってくれというような通達みたいなのはあるのでしょうか。特にないのですか。所管としては、まるっきり別個と考えていいですか。

事) 角田代理

今、委員がおっしゃられたような水産庁からの通達というようなものはございませんが、ただ、先ほど御説明させていただいた中に水産庁とのやりとりの中で漁業法、外来種の法律と両方のことになるわけですが、その辺でいろいろ照会していく中でこういった見解が出ておりますので、一緒にやって

いくということについて積極的な通達はありませんが、照会させていく中では了解を得ながらやっているところでございます。

津谷委員

そうすると、漁業法の中に実質的にその特定外来種法の被害の防止に関する法律を自主的に入れ込んで運用してくれというような通知は正式なものは何もない。

蓑宮主査

ないです。

津谷委員

そうですか。事実上、そうすると取り込んで運用するような形になっているということですか。そうすると、先ほど多分一つの大きな論点だった生体持ち出しの禁止、これが特定外来種の被害防止法で実質的にカバーできるのではないかというような話がありましたが、その漁業法としては、また別の観点でこれを規制する意味があるという理解でよろしいのですよね。

そうすると、私はこの生体持ち出しの禁止を指示の内容に入れることは賛成です。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

資料の7ページで、コクチバスの生息確認が相模川、多摩川、それから宮ヶ瀬湖というふうに例が挙がっているのですが、このほかに県内に広がっている、確認されているところはあるのでしょうか。

水) 蓑宮主査

公式な調査で確認されているのはここにある相模川水系と宮ヶ瀬湖と多摩川ですね。先ほど言った釣り船屋さんとかのところに写真が飾られたり、過去に見たことがあったり、というような話はあるのですが、公式な調査などできちんと確認されているのは、一応この3水域ということですか。

議長

他によろしいですか。

安藤委員

先ほど津谷委員の御質問と関連するのですが、オオクチバスの方は共同漁業権というふうになっているのですが、これはわざわざ共同漁業権と書いてあるのですが、これは多摩川の第一種共同漁業権の区域も含まれるということではないのでしょうか。

水) 蓑宮主査

共同漁業権を含んでおります。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございますか。

津谷委員

オオクチバスの指示内容のところで、共同漁業権の設定された漁場において採捕したものは、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し云々とありますが、再放流をすることが禁止されている場所というのは、共同漁業権の設定された漁場だけではなくて、全ての水域という理解でいいのでしょうか。それともこの採捕した水域に再び放してはならないという水域は、共同

漁業権の設定された漁場のある水域に限定しているのですか。言葉としてどちらなのかよくわからないのですが。

事) 角田代理
津谷委員

その場で再放流してはならないということです。

そういう意味なのですね、共同漁業権の設定された漁場だけが対象だから、その共同漁業権の設定された漁場の水域に再び放してはならないということですね、分かりました。

議長
津谷委員
議長

よろしいですか。

はい。

他に、何かございますか。ないようでしたら、本件について原案どおり委員会指示を発動するということに決定したいと思います。よろしゅうございますか。

委員一同
議長

了 承

では、原案どおり委員会指示発動ということで決定いたします。

それでは、本日の委員会はこれで閉会とします。

以上